

上板町経過的デイサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所が、平成18年10月に地域活動支援センター等への移行が困難な場合にあっても、その機能の有効な活用を図る観点から、平成18年度に限り引き続き事業を実施し、障害者の自立の促進、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 平成18年9月末日までの障害者デイサービスの支給基準を準用し、上板町が10月1日以降の支援が必要と認めた障害者とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、平成18年9月末日までの障害者デイサービスと同様とする。

(支給量の上限)

第4条 支給量は、1支給決定者あたり1ヶ月14日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用者負担額)

第5条 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。なお、生活保護世帯の者においては保護受給証明書をもって徴収しないものとする。

(支給決定期間)

第6条 支給決定期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

2 平成18年10月1日以降の支給決定については、支給決定を行った日から平成19年3月31日までとする。

(申請)

第7条 経過的デイサービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を町長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第8条 経過的デイサービスの支給を決定したときは、町長は支給決定を受けた障害者に対し受給者証を交付しなければならない。

(支給量の変更)

第9条 経過的デイサービス支給決定者（以下「支給決定者」という。）は、支給量を変更する必要がある場合は、当該支給量の変更を申請することができる。

(支給決定の取消し)

第10条 支給決定者が、経過的デイサービスを受ける必要がなくなったと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

(経過的デイサービス事業者との業務契約条件)

第 11 条 経過的デイサービスを行うことができる事業者は、上板町との間で業務契約を締結した事業者で、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 平成 18 年 9 月末日までに、障害者自立支援法におけるデイサービス事業所の徳島県の事業所指定を取得している。
- (2) 本事業については、平成 18 年度限りの経過措置として実施する事業であり、平成 19 年度以降については、地域活動支援センター等に移行することを平成 18 年 10 月 1 日時点で決定していること。
- (3) 平成 18 年 10 月 1 日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成 19 年 3 月末日までに限る。）、利用者に対して継続してデイサービスを提供すること。

（経過的デイサービス費用額の算定に係る基準）

第 12 条 費用額の算定に係る単価及び基準は、次に定めるとおりとする。

| サービス内容 | 4 時間以下 | 4 時間を超え 6 時間以下 | 6 時間を超え る場合 | 加算入浴 | 加算給食 |
|--------|---------|-------------------|----------------|-------|-------|
| 単 価 | 2,500 円 | 4,100 円 | 5,400 円 | 400 円 | 420 円 |

（受給者証の提示及び利用方法）

第 13 条 利用者は、経過的デイサービスを受けるに当たっては、事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

- 2 利用者は、経過的デイサービスを利用する場合に、事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

（支給決定者と事業者の契約等）

第 14 条 経過的デイサービス事業者は支給決定者と経過的デイサービス事業の提供に係る契約を行うこと。経過的デイサービス事業者はデイサービスを提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載しなければならない。また、経過的デイサービス事業者はデイサービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を町長に対し遅滞なく報告しなければならない。なお、契約等に係るその他関連事項は介護給付の取り扱いに準ずる。

（費用額の請求及び支払）

第 15 条 請求及び受領は支給決定者の委任により、事業者が代理して行うことができる。また、支給決定者の委任のない場合は、償還払いとする。

- 2 支給決定者から委任を受けた事業者は、サービスを提供した月の翌月 10 日までにサービスの利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、定められた方法により徳島町長に請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者に支払うものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。